

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（ステップ2）の概要（案）

福島県原子力安全対策課
平成25年3月15日

I 修正のポイント

福島県地域防災計画原子力災害対策編については、平成24年11月に初動対応を中心とした修正（ステップ1）を行ったが、今回（ステップ2）は、平成24年10月末に示され2月末に改正された、原子力災害対策指針を踏まえた修正を行った。

1 原子力災害対策指針等の反映

(1) 「暫定的に予防的防護措置を準備する区域（PAZ(*1)）」の導入

(*1)略語については文末の参考1、参考2参照

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）では、「原子力施設から概ね5km範囲」を目安とするとされている。

ア 福島第一原子力発電所

同指針において、「他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。」とされており、県としては、国に対し、同発電所の実情を踏まえた本県独自の指針の策定を求めているが、策定までの間、暫定的にPAZを5km範囲として設定し、新たな緊急事態に備えるものとする。

イ 福島第二原子力発電所

同指針の規定「原子力施設から概ね5km範囲」を目安として、PAZを暫定的に設定する。

なお、本県の地域防災計画原子力災害対策編の対象は、「廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設」であることを明記しており、再稼働を前提としたものではない。

それぞれの具体的な範囲については、地元町と十分協議のうえ設定するものとする。

(2) 緊急時の判断及び防護措置実施基準の具体化

緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分し、各区分を判断する際の施設の状況（EAL）の考え方及び主な防護措置を導入した。また、全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出

された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL）の考え方及び主な防護措置について導入した。

これらの指標値については、原子力災害対策指針の規定を参照するものとする。

(3) 「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の導入

前回修正で導入した「暫定的な重点地域の範囲」については、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当することを明記した。

(4) 緊急被ばく医療

ア 救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、国と協力し、初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築することについて記載した。

イ 緊急被ばく医療活動に係る住民の問診や汚染検査等においては、必要に応じ、医師や看護師等の要員の派遣及び医療機器等の提供について、県外の放射線専門機関等を始め、県内の医療関係団体等へ要請する旨を記載した。

ウ その他、第六次福島県医療計画（素案）の内容や現状との整合を図った。

(5) 原子力災害中長期対策

原子力災害時、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への対応として、モニタリング、個人線量推定、健康評価及び除染措置について、中長期的対策として位置付けるものとした。

(6) その他

現段階で反映可能な以下の事項等を反映した。

ア PAZの設定に合わせ、PAZにおける避難、UPZにおける屋内退避・避難を記載した。

イ 東京電力（株）は、原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を整備し、オフサイトセンター等と確実な通信連絡体制を構築することについて記載した。

2 その他主な修正

(1) 「警戒事象発生のお知らせ」における応急対策の開始時期の明確化

本県では、これまで特定事象発生のお知らせ（原子力災害対策特別措置法第10条通報）により災害対策本部を設置するものとしていたが、PAZの導入に伴い、即時避難に備えた迅速な応急対策の開始が求められることから、「警戒事象発生のお知らせ」

（立地県で震度6弱以上、大津波警報、事故故障等の法令報告（実用発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則第19条の17等）等）を受け、知事が必要と認



める場合は、災害対策本部を設置し応急対策を開始するものとした。

(2) 本計画及び関連マニュアルの見直し

本計画及び関連するマニュアルを定期的（毎年）に見直しするものとした。

[マニュアル類]

緊急時環境放射線モニタリングマニュアル、緊急時環境放射線モニタリング活動ハンドブック、原子力災害通信連絡マニュアル、緊急被ばく医療活動マニュアル、オフサイトセンター運営要領（国）、広報実施マニュアル

(3) 円滑な緊急輸送活動のための対策

事故時の緊急輸送においては被ばくや汚染のおそれがあることから、関係機関（指定地方公共機関）に対し、事故や放射線に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な緊急輸送に資するものとする。

2 見直しの進め方について

原子力災害対策指針は、今後も改定が予定されていることから、来年度はステップ3として、震災対策編等との整合に配慮しつつ速やかに反映する。

また、事故炉及び長期停止炉がある本県の実情を踏まえた指針については、引き続き国に対し、速やかな策定を求めていくものとする。

【参考1】防災対策を講ずる区域と基準について

	略語	内容
区域	EPZ	(Emergency Planning Zone) 「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(旧指針) (施設から8～10km範囲)
	PAZ	(Precautionary Action Zone) 「予防的防護措置を準備する区域」 (施設から5km範囲)
	UPZ	(Urgent Protective Action Planning Zone) 「緊急防護措置を準備する区域」 (施設から30km範囲)
	PPA	(Plume Protection Planning Area) 「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」(施設から30km範囲外)(※1)
基準	EAL	(Emergency Action Level) 「緊急時活動レベル」 (原子力施設の状況に応じた緊急事態の区分)
	OIL	(Operational Intervention Level) 「運用上の介入レベル」 (測定器による実測値に基づき判断する基準値)

【参考2】防護対策の基準

原子力災害対策指針（改定原案）																																												
EAL	<p>【原子力施設の状況】に基づき、避難等の必要性を判断する基準（3段階）（当面の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒事態（PAZの避難準備開始） （例）震度6弱以上、大津波警報、重大トラブルなど ●施設敷地緊急事態（PAZの要援護者の避難等） （例）原子炉冷却材の漏えい、全交流電源喪失、原子炉内水位の低下、全冷却機能の喪失など 原災法第10条通報 ●全面緊急事態（PAZ住民避難、UPZの防護対策の準備開始） （例）全非常用炉心冷却装置の注水不能、全非常用直流電源の喪失、炉心溶融を示す温度等の検知など 原災法第15条事象 																																											
OIL	<p>【実測値】に基づき、屋内退避等の必要性を判断するための基準（緊急時当初に適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●OIL1 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>500 μSv/h</td> <td>数時間内に避難、屋内退避等</td> </tr> </table> △OIL4 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> <tr> <td>皮膚表面計数率</td> <td>4000cpm 13000cpm(1カ月後)</td> <td>除染</td> </tr> </table> ●OIL2 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>20 μSv/h</td> <td>生産物の摂取制限 1週間程度で一時移転</td> </tr> </table> ■飲食物に係るスクリーニング基準 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>0.5 μSv/h</td> <td>飲食物測定を実施すべき地域を特定する基準</td> </tr> </table> ■OIL6（抜粋）（1週間内を目途に制限を実施）【実測値】 <table border="1"> <tr> <td colspan="3">放射性ヨウ素</td> </tr> <tr> <td>- 飲料水</td> <td>-</td> <td>300Bq/kg以上</td> </tr> <tr> <td>- 野菜類</td> <td>-</td> <td>2000Bq/kg以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">放射性セシウム</td> </tr> <tr> <td>- 飲料水・牛乳等</td> <td>-</td> <td>200Bq/kg以上</td> </tr> <tr> <td>- 野菜類、穀類、肉・卵・魚・他</td> <td>-</td> <td>500Bq/kg以上</td> </tr> </table> 			実測値	防護措置	空間放射線量率	500 μSv/h	数時間内に避難、屋内退避等		実測値	防護措置	皮膚表面計数率	4000cpm 13000cpm(1カ月後)	除染		実測値	防護措置	空間放射線量率	20 μSv/h	生産物の摂取制限 1週間程度で一時移転		実測値	防護措置	空間放射線量率	0.5 μSv/h	飲食物測定を実施すべき地域を特定する基準	放射性ヨウ素			- 飲料水	-	300Bq/kg以上	- 野菜類	-	2000Bq/kg以上	放射性セシウム			- 飲料水・牛乳等	-	200Bq/kg以上	- 野菜類、穀類、肉・卵・魚・他	-	500Bq/kg以上
	実測値	防護措置																																										
空間放射線量率	500 μSv/h	数時間内に避難、屋内退避等																																										
	実測値	防護措置																																										
皮膚表面計数率	4000cpm 13000cpm(1カ月後)	除染																																										
	実測値	防護措置																																										
空間放射線量率	20 μSv/h	生産物の摂取制限 1週間程度で一時移転																																										
	実測値	防護措置																																										
空間放射線量率	0.5 μSv/h	飲食物測定を実施すべき地域を特定する基準																																										
放射性ヨウ素																																												
- 飲料水	-	300Bq/kg以上																																										
- 野菜類	-	2000Bq/kg以上																																										
放射性セシウム																																												
- 飲料水・牛乳等	-	200Bq/kg以上																																										
- 野菜類、穀類、肉・卵・魚・他	-	500Bq/kg以上																																										